

新型コロナウイルス感染症対策に係る4月12日以降における催物の開催制限等について

令和3年4月12日以降の催物（イベント等）の開催制限について、内閣官房から令和3年4月1日付け事務連絡によって方針が示されました。本県においては、令和3年2月28日をもって緊急事態宣言を終了したため、下記のとおりのお取り扱いとします。

なお、内容を別紙のとおり整理しましたので、参考までに添付します。

おって、県有施設における催物について、主催者が令和3年4月30日までに実施予定であった催物を新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由に中止等の決定を行った場合は、キャンセル料は徴収せず、既に納付されている施設利用料は全額還付を行うこととしましたので、併せてお知らせします。

記

催物（イベント等）の開催制限の要請【令和3年4月末まで】

（特措法第24条第9項）

- ① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
 - 5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方。（収容定員の50%を超える場合は別紙1を参照。）
 - ② 大声での歓声、声援等が想定される場合等
 - 収容定員の50%以内
 - ただし、参加者の位置が固定されている場合は、異なるグループ間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名まで）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は収容人員の50%を超える場合もありうる。
 - ③ 収容定員が設定されていない場合は、密集の回避や飲食制限等の感染防止対策を行った上で、十分な人と人との間隔（1m）を設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であること。
 - ④ スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、周知すること。
- ※ 別紙1及び別紙2に留意すること。